

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金の
取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合があることと存じます。

一方で、年度当初に年間の事業計画を立て、一年単位で民間事業者への事業委託や職員の雇用を実施している等により、地方自治体の判断により事業を停止させた場合に契約の不履行になる等の不都合が生じる可能性が想定されま

す。
従いまして、都道府県等が、公衆衛生対策の観点からの休業が必要であると判断した際に柔軟に対応が出来ますよう、下記の取扱いといたします。都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む）に対する周知をお願いいたします。

記

1. 延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業について

利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスをしているものとして、交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととする。

(算定方法の例)

- ・ 施設における延長保育事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合
 - …平均利用児童数算出の際に、休業していた期間を除いて算定する。

(例) 平均利用児童数算出

週5日、1年間の場合：各週の最大利用児童数の合計／52週

2週間休業した場合：各週の最大利用児童数の合計／50週 (▲2週)

- ・ 施設における一時預かり事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合
 - …居宅訪問型の補助基準額を適用する。

(補助基準額)

利用時間4時間以上 児童1人当たり日額 9,000円

利用時間4時間未満 児童1人当たり日額 4,500円

- ・ 施設における病児保育事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合
 - …利用した児童数を年間延べ利用児童数に算入する。

2. 子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について

既に雇用していた職員の人件費など、実際に事業者の負担が発生する経費(他制度により助成されるものを除く。)については、市町村が必要と認める場合は交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととする。

(算定方法の例)

- ・ 事業の一部を委託して実施している場合において、委託先の事業者が事業の従事者を年間雇用していたが、年度途中において事業を休業することとなった場合
 - …既に交付決定した額を上限として、「対象経費の実支出額」に、年間雇用した事業の従事者の人件費等を計上することができる。

3. 上記の取り扱いの留意点について

休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。

なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や

利用者に多数の発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。

(子ども・子育て支援交付金の交付申請等について)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付

TEL: 03-5253-2111 (内線38456)

(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4840)

(子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4887、4896)